

家畜共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、家畜共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。

契約概要は、保険制度の内容をご理解いただくための項目、**注意喚起情報**は、ご契約に際して加入者にとって不利益となる事項等、特に注意いただきたい事項となりますので、必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明な点等がございましたら、恐れ入りますが下部に記載しております問合先までご連絡ください。

令和7年4月

目 次

No.	記 載 内 容	ページ
1	加入資格者 契約概要 注意喚起情報	P. 3
2	加入申込みによる共済関係（契約）の成立 契約概要 注意喚起情報	P. 3
3	引受審査 契約概要 注意喚起情報	P. 3
4	補償対象家畜 契約概要	P. 4
5	共済金の支払対象となる事故 契約概要 注意喚起情報	P. 5
6	共済事故の一部事故除外（事故除外選択） 契約概要	P. 6
7	共済金の支払額 契約概要 注意喚起情報	P. 8
8	共済金が支払えない場合等 注意喚起情報	P. 9
9	待期間 注意喚起情報	P. 10
10	共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間） 契約概要 注意喚起情報	P. 11
11	共済掛金率 契約概要	P. 11
12	共済価額 契約概要	P. 11
13	共済金額（補償額） 契約概要	P. 11
14	共済掛金 契約概要	P. 12
15	共済掛金の納入方法 注意喚起情報	P. 12
16	共済掛金の納入期限の取扱い 注意喚起情報	P. 12
17	組合への通知義務 注意喚起情報	P. 13
18	期末調整 ※死亡廃用共済のみ 契約概要 注意喚起情報	P. 13
19	共済関係の解除 契約概要 注意喚起情報	P. 13
20	損害防止の義務 注意喚起情報	P. 14
21	「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく対応 注意喚起情報	P. 14
22	その他の重要事項 注意喚起情報	P. 14

1 加入資格者 契約概要 注意喚起情報

加入できる方は、養畜の業務を営む方（自己の責任と計算において、営利を目的として反復継続して家畜を管理する方）であり、例えば単なる雇用人や一時的に他人の家畜を預かっている方、試験研究機関及び学校等公的機関は加入できません。また、家畜個体識別一括情報照会システム（以下、「牛トレサ情報」という）の利用に協力を得られない場合は加入できません。

肉豚については養畜の業務を営んでいる方ですが、農家単位引受方式への加入者は次の要件も全て満たす方となります。

- (1) 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積、その他肉豚の飼養頭数の確認のための必要な事項が把握できること。
- (2) 過去3年間において、母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。
- (3) 過去3年間において、飼養する母豚から出生した豚がその方の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めており、かつ、今後も飼養する母豚から出生した豚が、出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。
- (4) 過去3年間において、肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、今後も当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

2 加入申込みによる共済関係（契約）の成立 契約概要 注意喚起情報

- (1) 家畜共済の契約は、加入される方が、別に定めている家畜共済加入申込書に必要な事項を記入のうえ、組合に申込みいただき、組合がその申込みを承諾したときに成立します。
- (2) 加入の仕方は、死亡廃用共済（家畜が死亡したとき及び廃用となった場合の補償）と疾病傷害共済（家畜が病気等に罹りその治療に要した経費の補償）があり、両方加入することもできますし、どちらか一方に加入することもできます。
- (3) 家畜共済に加入する組合員は、共済責任の開始前に、共済掛金期間中に飼養する見込みの包括共済区分※のすべての家畜について品種別・用途別に、期首もしくは導入予定時点の月齢別の頭数を申告していただきます。

※ 包括共済家畜区分・・・家畜共済では、制度の安定した運用と被害率抑制を目的に、農家単位で、乳牛、肉用牛などの種類等ごとに全頭加入いただいています。この種類等ごとの区分を『包括共済家畜区分』といいます。

3 引受審査 契約概要 注意喚起情報

家畜の種類ごとに飼養する全ての家畜を申し込んでください。

なお、次に該当するものがあって、その危険の程度からみて、他の組合員との間に衡平を欠くおそれがある場合は加入することができません。また、個別共済関係にあつては、次のいずれかに該当する場合は加入することができません。

- (1) 疾病にかかり若しくは傷害を受けているもの、又はその原因が生じているもの
- (2) 12歳を超える牛、明け17歳以上の馬又は6歳を超える種豚

(3) 発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいもの

(4) 通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあるもの

4 補償対象家畜 契約概要

補償対象家畜は、牛・馬・豚の3畜種です。各畜種とも加入に際しては年齢制限（加入資格）を設けており、牛の胎児・子牛については、加入者の申し出により補償の対象とすることができます。

また、加入者の方が飼養している家畜で、加入資格のあるものは、包括共済家畜区分ごとにまとめて全頭加入していただきます。

【包括共済関係】

対象家畜		包括共済家畜区分	
		死亡廃用共済	疾病傷害共済
牛	満 24 月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの	搾乳牛	乳用牛
	満 24 月齢未満の乳牛の雌	育成乳牛	
	牛の胎児のうち乳牛であるもの		
	満 24 月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌牛	肉用牛
	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛	育成・肥育牛	
	牛の胎児のうち乳牛でないもの		
馬	満 36 月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬
	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成・肥育馬	
豚	繁殖用の豚で、出生後5月の末日を経過したもの	種豚	種豚
	肥育を目的とする豚で、加入資格日齢は出生後第20日の日または離乳の日のいずれか遅い日から第8月の末日までのもの。 ※特定肉豚の場合には上限はありません。	肉豚	

注1 死亡廃用共済、疾病傷害共済はそれぞれ、包括共済の家畜区分ごとに付保割合（補償割合）〔死亡廃用共済〕、選択割合〔疾病傷害共済〕を選択し加入することができます。

注2 子牛等の補償を選択した場合、死亡廃用共済では棚卸資産的家畜（育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬）に子牛・胎児が、疾病傷害共済では子牛が補償の対象に含まれます。

注3 加入を選択した包括共済区分に含まれる家畜は、全て加入いただきます。一部加入はできません。

注4 牛の胎児は、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して240日目

に達した胎児が補償対象となります。

【個別共済関係】

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付を受けている牛及び馬であって、家畜1頭ごとに加入します。区分は、「乳用種雄牛」、「肉用種雄牛」、「種雄馬」の3区分があります。

5 共済金の支払対象となる事故 契約概要 注意喚起情報

家畜共済における共済事故は、牛、馬及び種豚は、死亡、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚は死亡だけとなっています。

共済事故発生時に加入者が行わなければならない事項として、死亡、廃用、疾病及び傷害が発生した時は、すぐにその内容を組合に通知するとともに、獣医師の診療(検案)を求める必要があります。

なお、種豚及び肉豚が一般事故で死亡した場合、組合員が死亡豚の画像を組合に送信し通知することで検案を省略できることの選択ができます。詳細は組合にお問い合わせ願います。

<死亡廃用共済>

対象家畜の種類	共済事故	説明	
すべての家畜	死亡事故	死亡(と殺を除く)。 家畜伝染病予防法に基づく法令殺	
牛(胎児を除く)、 馬、種豚	廃用 事故	1号	疾病または不慮の傷害によって死にひんしたとき
		2号	不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき
		3号	骨折、は行若しくは両眼失明または牛伝染性リンパ腫、BSE その他農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき
		4号	盗難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実が明らかになった日の翌日から30日を下回らない範囲内において、事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないとき
		5号	搾乳牛・育成乳牛、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の機能の喪失または伝染性疾患であって、当該家畜に係る共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき
		6号	搾乳牛・育成乳牛が治癒の見込みのない泌乳器の疾病または傷害であって、当該家畜に係る共済責任の始まった時以後に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったとき
		7号	牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき

注1 死亡事故について、家畜伝染病予防法の規定により家畜の評価額の全額が手当金、特別手当金又は補償金として交付され、これらを原因とする死亡は共済事故から除外されますが、それは牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の患畜としてと殺されたことによる死亡及び牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の疑似患畜としてと殺されたことによる死亡並びに家畜伝染病予防法第17条の2第1項に規定する指定家畜（口蹄疫の患畜及び疑似患畜以外であっても殺す必要がある家畜）が殺処分されたことによる死亡です。

注2 3号廃用について、BSE または牛伝染リンパ腫は、と畜場で診断され全廃棄となった場合（家畜商等に譲渡した後にと畜場で診断され全廃棄されたことで、組合員等が売渡価格の一部または全部を家畜商等に返還または賠償した場合を含む）も、共済金の支払対象となります。

注3 7号廃用の対象家畜は、「育成乳牛」、「育成・肥育牛」となります。

<疾病傷害共済>

対象家畜の種類	共済事故	説明
牛（胎児を除く）、馬、種豚	病傷事故	疾病及び傷害 ※共済金の支払対象となる病気やけがなどにより、獣医師の診療を受けた場合です。

6 共済事故の一部事故除外（事故除外選択） 契約概要

共済事故の選択とは、共済事故の一部を除外して加入する方法です。このことにより、掛金の負担を軽減することができますが、補償されない事故のリスクを加入者自ら負うこととなりますので注意願います。

共済事故の一部事故除外については、死亡廃用共済のみが対象であり、疾病傷害共済では事故除外の加入方式はありません。

また、共済事故を選択（事故除外）できる方は、包括共済関係（肉豚にあっては、農家単位引受方式）で加入し、下表の条件を満たす方です。

【事故除外方式の申出基準】

包括共済対象家畜	基準
搾乳牛、育成乳牛	ア 当該共済掛金期間の開始の時に於いて、現に飼養する搾乳牛または育成乳牛の頭数が6頭以上であること。 イ 搾乳牛または育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

【死亡廃用共済における事故除外区分】

事故除外種類	対象家畜の種類	共済金支払対象とする事故		共済金支払いから除外する事故
1号のイ除外	搾乳牛、育成乳牛	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
1号のロ除外	搾乳牛、育成乳牛	・通常の死亡事故 ・火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の廃用事故
1号のハ除外	搾乳牛、育成乳牛	死亡事故	1号・2号・3号・4号・7号の廃用	5号、6号の廃用事故
2号のイ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
2号のロ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	・通常の死亡事故 ・火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の廃用事故
2号のハ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	死亡事故	4号・7号廃用	1号、2号、3号廃用事故
3号除外	繁殖用雌馬、育成・肥育馬	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
4号のイ除外	種豚	火災、伝染病の疾病※1及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
4号のロ除外	種豚	死亡事故	4号・7号廃用	1号、2号、3号廃用事故
5号除外	特定肉豚	火災・伝染性の疾病※1※2、自然災害による死亡事故	/	通常の死亡事故

※1 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。

※2 家畜伝染病にあつては患畜又は疑似患畜（と殺又は殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る）、届出伝染病にあつては真症のもの。

7 共済金の支払額 契約概要 注意喚起情報

<死亡廃用共済>

次の①、②の算出値のうち、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

$$\text{①} = (\text{事故家畜の評価額} - \text{肉皮等残存物価額} - \text{補償金}) \times \text{付保割合}$$

$$\text{②} = \text{事故家畜の評価額} - \text{肉皮等残存物価額} - \text{補償金} - \text{手当金}$$

※ ①の場合の残存物価額は、事故家畜の評価額の2分の1を限度とします。

※ 火災、伝染病及び自然災害を除いた通常の事故については、死廃共済金支払限度額の範囲内で共済金が支払われます。

※ ①、②の事故家畜の評価額とも、固定資産的家畜（搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚）については、期首または導入時点の月齢の価額を用い、棚卸資産的家畜（育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬）については、事故時点の月齢の価額を用います。

	固定資産的家畜	棚卸資産的家畜
引受時評価	期首・導入時点の月齢の評価	期末時点の月齢の評価
事故時評価	期首・導入時点の月齢の評価	事故時点の月齢の評価

※ 廃用の場合、肉皮等残存物価額は、廃用家畜の取引価格となります。廃用家畜の取引価格は、次により計算されます。

$$\text{廃用家畜の取引価格} = \text{廃用家畜の売渡価格} - \text{売渡先への返還金}$$

注1 特定事故（火災、伝染病（家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病及び届出伝染病）風水害等の自然災害）を除いた一般的な事故については、加入者単位に設定された死廃事故支払共済金限度額の範囲内で共済金が支払われます。

注2 共済金の請求には診断書（検案書）の提出が必要となります。さらに、廃用事故の場合は、業者の買受書、又は家畜販売代金精算書等の事故家畜の販売価額を明らかにする書類を組合に提出してください。廃用家畜は、枝肉（皮、内臓を含む）で販売することを原則とします。廃用家畜を枝肉（皮、内臓を含む）として販売（家畜商等に委託した場合を含む）する場合にあっては、当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価額及び処理経費が記載された書類を組合に提出してください。

注3 盗難及び行方不明等の場合には盗難被害届、または遺失物届の証明書もしくは届出書の写しを提出してください。

<疾病傷害共済>

病傷事故に係る治療費は、病傷給付点数の範囲内であれば何回受診しても共済金として支払われます。ただし、病傷給付基準及び限度点数の範囲を超えた診療費並びに初診料は、加入者の負担となります。

共済金を請求するときは、診断書を組合に提出してください。ただし、指定獣医師の診療を受けた場合で、その診療に係る共済金の受領を指定獣医師に委任するときは、家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状を組合に提出してください。なお、組合獣医師及び組合嘱託獣医師の診療を受けた場合は、限度点数以内は給付対象の診療が共済金の支払いとなりますので共済金の請求は必要ありません。

令和2年1月1日以後に責任を開始するものからは初診点数が共済金の支払対象になり、初診点数を含む診療費の総額のうち1割が加入者の自己負担になります。

(共済金から除外される分を除く)

家畜共済診療点数表等で定められた初診点数は1,440円です。診療を受けた獣医師が定めている初診料との差額は、直接お支払い願います。

受診後は、診療を行った獣医師から診療内容が記載されている診療種別等通知書の交付を受け、これを3年間保存してください。

8 共済金が支払えない場合等 注意喚起情報

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご留意願います。

- (1) 通常すべき管理その他損害防止の義務を怠った場合
 - ・牛トレーサビリティ法に基づく家畜改良センターへの届出等及び飼養家畜の個体管理を行っていないために個体情報の確認が困難な場合も含まれます。
- (2) 損害防止の処置に従わなかった場合
- (3) 損害発生通知など通知義務を怠った場合
 - ・提出を遅延した場合、その日数により組合の理事会で定めた免責割合が適用されます。
- (4) 損害発生通知が遅延したことにより対象物が損なわれ、共済事故、死亡年月日、飼養状況（損害防止の適否）等が現地で確認できない場合
- (5) 共済掛金の払込みを遅延した場合
 - ・掛金の分納を行った場合に、第2回目以降の共済掛金の払込みを遅滞し、2週間の猶予期間を経過したときは、払込期限後共済掛金が払込まれるまでの間に発生した事故は全額免責となります。
- (6) 告知義務違反
 - 包括共済関係の申込みの際、次の事実又は事項につき、悪意または重大な過失によってこれを通知せず、または不実の通知をしたとき
 - ・疾病に罹り若しくは傷害を受けているものがあること、または疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること
- (7) 死亡廃用共済に付された家畜であって、廃用に係るものを組合の承諾を得ずにと殺し、または譲り渡した場合（緊急にと殺し、または譲り渡す必要があったこと、及び牛伝染性リンパ腫またはBSEに罹っていることを知らずにと殺し、または譲り渡したことに付き、重大な過失がないことを除く）
- (8) 加入の際に病傷の状態にあった家畜、またはその原因が生じていた病傷によって損害が生じたときは全額免責となります。
- (9) 戦争、その他の変乱によって生じた損害
- (10) 加入者の悪意又は重大な過失によって不実の通知をしたときは、全額免責となります。
- (11) 牛伝染性リンパ腫による死廃事故について、牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置※を実施していないときは、4割免責となります。
また、と場において、牛伝染性リンパ腫と診断され全部廃棄となったことがわかる書類を受け取った後、3日を超えて組合に事故の発生通知をしなかったときは、1割免責となります。

※牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置

- 1) 同一の注射針を複数の牛に使用しないこと
 - 2) 直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋を1頭ごとに必ず交換すること
 - 3) 妊娠鑑定時に用いるエコープローブをカバーで被覆して1頭ごとに交換すること
 - 4) 除角器具、去勢用具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着器具等の血液が付着する物品は、洗浄、消毒して使用すること。なお、洗浄と消毒に使用する容器は別容器とすること
- (11) 家畜共済の共済金の支払いに不足を生じる場合には、家畜共済に係る不足金填補準備金並びに特別積立金の合計額をその支払いに充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減して支払われる場合があります。

9 待期間 注意喚起情報

新規に共済掛金期間が開始した日から2週間（この期間を待期間と言います）以内に事故があっても、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合は、補償を受けることができません（導入された家畜については、導入の日の翌日から2週間が待期間となります）。

なお、共済加入者間で取引された家畜（取引前2週間以上前に加入している個体で、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員の共済関係に付された個体）は、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合の事故でも、共済金を請求することができます。

この場合においては、導入前の飼養者が指定の様式（申出書）により加入情報を組合に提出していることが前提となります。導入前の飼養者に該当したときのため、情報の開示を承諾いただきますようお願いいたします。

ただし、共済加入者間での取引であったとしても、事故が導入前に発生していた場合（持込事故）には、補償を受けることはできません。

◇ 待期間中の事故であっても共済金請求ができる場合

家畜の導入など共済掛金開始日から2週間以内（待期間）に発生した死産事故及び病傷事故は、原則として共済金が請求できませんが、事故原因が加入後であることが明らかなケースは、共済金が請求できる場合がありますので、家畜の導入及び事故の発生がありましたら速やかに組合へご連絡ください。

【請求可能な事故の例】

分類	事故	事故原因
外傷	切創、挫創、骨折、脱臼、焼死、圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒、火災、自然災害など
突発的に発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など
分娩に起因する病気	乳熱、子宮脱、新生子の生後の感染症など	分娩、新生子の生後感染
その他	事故原因が加入後にある母	母牛の死亡または廃用

	牛の死亡または廃用に伴う 胎子死	
--	---------------------	--

【請求方法】

- ① 事故原因の発生した時点が明記された診断書（検案書）
※ 共済団体の家畜診療所、嘱託・指定獣医師の診療を受けている場合、提出は不要です。
- ② 事故原因の特定を目的に検査した場合は、検査結果を証明したもの
※ 検査を外部へ依頼した場合は、検査機関等が証明したもの
- ③ 火災による事故の場合は、罹災証明書
- ④ 「母牛の死亡又は廃用に伴う胎子死」の場合は、授精（種付・移植）証明書

なお、事故発生通知や飼養管理を怠った場合、重大な過失があった場合などは、共済金を支払いできない場合があります。

10 共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間） 契約概要 注意喚起情報

事故が発生したときの補償（以下「共済責任」といいます）は、加入される方が掛金を組合に納めた日の翌日から開始します。共済責任期間は原則として1年間となり、既に共済関係が成立している契約の始期または終期に共済掛金期間を統一する場合に限り、短期引受ができます。

11 共済掛金率 契約概要

農林水産大臣が過去一定年間（原則3年間）の被害率（被害の程度）を基礎として、3年ごとに共済掛金標準率を定め、これを基に事故発生率（損害率）に応じて、死亡廃用共済は21段階、疾病傷害共済は41段階の危険段階掛別共済掛金率を設定します。

組合員に適用される掛金率は、過去10か年の事故発生率（損害率）を基礎に、該当する危険段階区分の掛金率を適用します（毎年度、適用する掛金率を見直します）。

農林水産大臣から告示される共済掛金標準率を中間値とし、事故発生率が低い組合員ほど掛金率は低く設定され、事故発生率が高い組合員ほど掛金率が高く設定される仕組みとなっています。

12 共済価額 契約概要

家畜の価額を合計した額を共済価額といいます。家畜の価額は、家畜市場又は食肉市場から得られる平均取引価格等を踏まえ、包括共済家畜区分、品種ごと、月齢ごとの評価額の基準（評価基準）を設定し、評価額を決定します。

13 共済金額（補償額） 契約概要

<死亡廃用共済>

共済金額（補償額）＝ 共済価額 × 付保割合（補償割合）※

※ 付保割合（補償割合）は共済価額に対し、2割から8割（肉豚は4割から8割）までの間で加入者が選択できますが、補償の充実の観点から8割の選択をお薦めしています。

＜疾病傷害共済＞

共済金額 = 病傷共済金支払限度額※を超えない範囲内において加入者が申出た金額

※ 病傷共済金支払限度額 = 共済掛金期間の開始時における家畜の価額の合計※1 × 病傷共済金支払限度率※2 × 短期係数

※1 共済掛金期間の開始時における家畜の価額の合計は、農林水産大臣が定める1頭当たりの価額（50万円）×頭数が限度となります。

※2 病傷共済金支払限度率は、農林水産大臣が定めます。

14 共済掛金 **契約概要**

＜死亡廃用共済＞

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率 × 短期係数

国庫負担共済掛金 = 共済金額 × 基準共済掛金率 × 短期係数
× 国庫負担割合

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - 国庫負担額※

＜疾病傷害共済＞

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率

国庫負担共済掛金 = 共済金額 × 基準共済掛金率 × 国庫負担割合

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - 国庫負担額※

※ 国庫負担額を定める国庫負担割合は、国庫負担限度額までは牛及び馬は50%、豚は40%です。

※ 農家負担掛金の他に加入いただく家畜の種類ごと、規模ごとに応じた事務費賦課金をご負担頂きます。

15 共済掛金の納入方法 **注意喚起情報**

共済掛金期間開始の時に全額お支払いいただく一括納入と2回又は4回に分けてお支払いいただく分割納入があります。

分割納入は、包括共済家畜区分ごとに農家負担掛金が5万円以上の場合に限ります。分割納入する場合には保証人または担保が必要となりますので、加入時に申し出いただくとともに、組合が提示する分割納入申請書兼確約書を提出いただくこととなります。

16 共済掛金の納入期限の取扱い **注意喚起情報**

共済掛金の納入期限（分割納入は第1回目の納入期限）は、共済掛金期間開始の前日となります。（第2回目以降は第1回目の共済掛金の納入期限の日の翌日から起算して、当該共済掛金期間の月数を2回又は4回で除して得た月数を経過するごとの日までとなります。）

ただし、継続加入の場合、納入期限は2週間猶予されます。

17 組合への通知義務 注意喚起情報

次の場合、加入者から組合への通知が義務づけられています。この通知義務を怠ったり遅れたりすると、共済金の全部または一部が支払われないことや、既に支払った共済金の一部を返還していただく場合がありますので、ご留意願います。

<共通>

- (1) 家畜に去勢、その他大きな手術をするとき。
- (2) 放牧や共進会に出陳するとき。
- (3) 家畜に管理人を定めるときや飼養場所を変えるとき。

<死亡廃用共済>

- (1) 次の異動が生じたとき。
 - ア 農場の譲受、畜舎の増築等、養畜業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け。
 - イ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け。
 - ウ 養畜業務の規模の著しい変更に伴い、共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。
- (2) 家畜が死亡または廃用になったとき。
- (3) 母牛が死亡廃用共済に加入していない又は事故除外している場合であっても、胎児が死亡廃用共済に加入している場合は、母牛が死亡あるいは廃用の条件を満たす状態となったとき。
- (4) 家畜が行方不明になったとき。
- (5) と畜場において、BSE または牛伝染性リンパ腫と診断されたとき。

<疾病傷害共済>

- (1) 次の異動が生じた場合であって、共済金額の変更を希望するときは、異動日から2週間以内に組合に申し出てください。
 - ア 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。
 - イ 養畜業務の規模の著しい変更に伴い、共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

18 期末調整 ※死亡廃用共済のみ 契約概要 注意喚起情報

加入者は共済掛金期間終了後（期末）、速やかに牛トレサ情報、飼養状況等（共済掛金期間中に導入、出荷等の牛等の異動を把握）を整理し、組合に連絡してください。整理後、提出いただいた牛トレサ情報、飼養状況に基づき、組合は当該共済掛金期間の引受を再計算し直します。

共済価額に差額が生じた場合、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還します。

19 共済関係の解除 契約概要 注意喚起情報

- (1) 家畜共済から収入保険制度に移行する場合
期末調整に準じて、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を

再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還を行います。収入保険制度に移行する場合は組合に申し出てください。

(2) 養畜の業務の全部又は一部を止めた場合

死亡廃用共済では期末調整に準じて、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収、または返還します。疾病傷害共済では未経過分の共済掛金を日割で計算した金額を返還します。

養畜の業務の全部又は一部を止めたことに伴い家畜共済の共済関係を解除するときは組合に申し出て下さい。

(3) 告知義務違反による共済関係の解除

加入申込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

(4) 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

- ア 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- イ 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ウ 牛トレサ情報または組合員の帳簿その他飼養管理等の記録を利用して、家畜の飼養頭数を効率的に確認することにつき、組合員の協力を得られない場合。

20 損害防止の義務 **注意喚起情報**

加入者は、加入した家畜について通常の管理及び損害防止を行うとともに、事故が発生したときはその防止軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止及び軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあることについてご留意願います。

21 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく対応 **注意喚起情報**

組合は「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、加入申込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

22 その他の重要事項 **注意喚起情報**

ア 農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。

イ 加入申込書の提出は、本書面を確認して行われたものとしたします。

詳しくは、組合担当者にお問い合わせください。

令和7年度家畜共済の評価基準及び評価額（評価資料）

令和7年度評価基準及び評価額(評価資料)を次のとおりとする。

なお、種豚以外の包括共済家畜区分については、雌雄の両方に適用する。

1 育成乳牛

(単位:千円)

月齢	価額
0	98
1	117
2	136
3	155
4	173
5	192
6	211
7	230
8	249
9	268
10	286
11	305
12	324
13	343
14	362
15	381
16	399
17	418
18	437
19	456
20	475
21	494
22	512
23	531

2 搾乳牛

(単位:千円)

月齢	価額
24	533
25	535
26	535
27	535
28	535
29	535
30	535
31	535
32	535
33	535
34	535
35	535
36	535
37	535
38	535
39	535
40	535
41	535
42	535
43	527
44	519
45	512
46	504
47	496
48	489
49	481
50	473
51	465
52	458
53	450
54	442
55	434
56	427
57	419
58	411
59	404
60	396
61	388
62	380
63	373

月齢	価額
64	365
65	357
66	349
67	342
68	334
69	326
70	319
71	311
72	303
73	295
74	288
75	280
76	272
77	265
78	257
79	249
80	241
81	234
82	226
83	218
84～	210

3 育成・肥育牛(繁殖用雌牛の育成牛を除く)

(1) 黒毛和種
(単位:千円)

月齢	価額
0	141
1	181
2	222
3	263
4	303
5	344
6	384
7	425
8	465
9	506
10	546
11	584
12	621
13	658
14	696
15	733
16	770
17	808
18	845
19	882
20	920
21	957
22	994
23	1,032
24	1,069
25	1,106
26	1,144
27	1,181
28	1,218
29	1,256
30～	1,293

(2) 褐毛和種
(単位:千円)

月齢	価額
0	147
1	194
2	241
3	288
4	335
5	382
6	429
7	476
8	523
9	570
10	617
11	638
12	660
13	682
14	703
15	725
16	747
17	768
18	790
19	812
20	833
21	855
22	877
23	898
24	920
25	942
26	963
27	985
28	1,007
29	1,028
30	1,050
31	1,072
32	1,094
33	1,115
34	1,137
35	1,159
36	1,180
37～	1,202

(3) 交雑種
(単位:千円)

月齢	価額
0	123
1	145
2	167
3	189
4	211
5	232
6	254
7	276
8	298
9	320
10	346
11	371
12	397
13	423
14	449
15	474
16	500
17	526
18	552
19	577
20	603
21	629
22	655
23	680
24	706
25	732
26	758
27～	784

(4) 乳用種
(単位:千円)

月齢	価額
0	54
1	70
2	86
3	102
4	118
5	134
6	150
7	166
8	182
9	183
10	185
11	186
12	188
13	189
14	191
15	192
16	194
17	195
18	197
19	198
20	200
21	201
22～	203

4 育成・肥育牛(繁殖用雌牛の育成牛に限る)

(1) 黒毛和種
(単位:千円)

月齢	価額
0	141
1	176
2	211
3	245
4	280
5	315
6	350
7	385
8	419
9	454
10	489
11	516
12	542
13	569
14	596
15	622
16	649
17	676
18	702
19	729
20	756
21	783
22	809
23	836

(2) 褐毛和種
(単位:千円)

月齢	価額
0	147
1	190
2	232
3	275
4	317
5	359
6	402
7	444
8	486
9	529
10	571
11	598
12	624
13	651
14	678
15	704
16	731
17	758
18	785
19	811
20	838
21	865
22	891
23	918

(3) 交雑種
(単位:千円)

月齢	価額
0	123
1	142
2	162
3	181
4	200
5	220
6	239
7	259
8	278
9	297
10	324
11	351
12	377
13	404
14	431
15	458
16	484
17	511
18	538
19	564
20	591
21	618
22	644
23	671

5 繁殖用雌牛

(1) 黒毛和種

月齡	価額
24	863
25	889
26	889
27	889
28	889
29	889
30	889
31	889
32	889
33	889
34	889
35	889
36	889
37	889
38	889
39	889
40	889
41	889
42	889
43	889
44	889
45	889
46	889
47	889
48	889
49	889
50	889
51	889
52	889
53	889
54	889
55	880
56	871
57	862
58	853
59	844
60	835
61	826
62	817
63	808

月齡	価額
64	799
65	790
66	781
67	772
68	763
69	754
70	745
71	736
72	727
73	718
74	709
75	700
76	691
77	682
78	673
79	664
80	655
81	646
82	637
83	628
84	619
85	610
86	601
87	592
88	583
89	574
90	565
91	556
92	547
93	538
94	529
95	520
96	511
97	502
98	493
99	484
100	475
101	466
102	457
103	448

(単位:千円)

月齡	価額
104	439
105	430
106	421
107	412
108~	403

(2) 褐毛和種

月齡	価額
24	945
25	971
26	971
27	971
28	971
29	971
30	971
31	971
32	971
33	971
34	971
35	971
36	971
37	971
38	971
39	971
40	971
41	971
42	971
43	971
44	971
45	971
46	971
47	971
48	971
49	971
50	971
51	971
52	971
53	971
54	971
55	958
56	944
57	931
58	917
59	904
60	890
61	877
62	863
63	850

(単位:千円)

月齡	価額
64	836
65	823
66	809
67	796
68	782
69	769
70	755
71	742
72	728
73	715
74	701
75	688
76	674
77	661
78	647
79	634
80	620
81	607
82	593
83	580
84	566
85	553
86	539
87	525
88	512
89	498
90	485
91	471
92	458
93	444
94	431
95	417
96	404
97	390
98	377
99	363
100	350
101	336
102	323
103	309
104	296
105	282
106	269
107	255
108~	242

(3)交雜種

(単位:千円)

月齡	価額
24	698
25	724
26	724
27	724
28	724
29	724
30	724
31	724
32	724
33	724
34	724
35	724
36	724
37	724
38	724
39	724
40	724
41	724
42	724
43	724
44	724
45	724
46	724
47	724
48	724
49	724
50	724
51	724
52	724
53	724
54	724
55	715
56	707
57	698
58	689
59	680
60	671
61	662
62	653
63	644

月齡	価額
64	635
65	626
66	617
67	608
68	599
69	590
70	581
71	572
72	564
73	555
74	546
75	537
76	528
77	519
78	510
79	501
80	492
81	483
82	474
83	465
84	456
85	447
86	438
87	429
88	421
89	412
90	403
91	394
92	385
93	376
94	367
95	358
96	349
97	340
98	331
99	322
100	313
101	304
102	295
103	286

月齡	価額
104	277
105	269
106	260
107	251
108~	242

6 育成・肥育馬

(1) 農用馬

月齡	価額
0	1,277
1	1,308
2	1,339
3	1,370
4	1,401
5	1,432
6	1,464
7	1,495
8	1,526
9	1,557
10	1,588
11	1,619
12	1,636
13	1,652
14	1,668
15	1,685
16	1,701
17	1,718
18	1,734
19	1,751
20	1,767
21	1,784
22	1,800
23	1,816
24	1,833
25	1,849
26	1,866
27	1,882
28	1,899
29	1,915
30	1,931
31	1,948
32	1,964
33	1,981
34	1,997
35	2,014

(単位:千円)

月齡	価額
36	2,030
37	2,030
38	2,030
39	2,030
40	2,030
41	2,030
42	2,030
43	2,030
44	2,030
45	2,030
46	2,030
47	2,030
48	2,030
49	2,030
50	2,030
51	2,030
52	2,030
53	2,030
54	2,030
55	2,030
56	2,030
57	2,030
58	2,030
59	2,030
60～	2,030

(2) 中格馬

(単位:千円)

月齡	価額
0	638
1	654
2	669
3	685
4	700
5	716
6	732
7	747
8	763
9	778
10	794
11	809
12	818
13	826
14	834
15	842
16	850
17	859
18	867
19	875
20	883
21	892
22	900
23	908
24	916
25	924
26	933
27	941
28	949
29	957
30	965
31	974
32	982
33	990
34	998
35	1007

月齡	価額
36	1,015
37	1,015
38	1,015
39	1,015
40	1,015
41	1,015
42	1,015
43	1,015
44	1,015
45	1,015
46	1,015
47	1,015
48	1,015
49	1,015
50	1,015
51	1,015
52	1,015
53	1,015
54	1,015
55	1,015
56	1,015
57	1,015
58	1,015
59	1,015
60～	1,015

(3)小格馬

(単位:千円)

月齡	価額
0	255
1	261
2	267
3	274
4	280
5	286
6	292
7	299
8	305
9	311
10	317
11	323
12	327
13	330
14	333
15	337
16	340
17	343
18	346
19	350
20	353
21	356
22	360
23	363
24	366
25	369
26	373
27	376
28	379
29	383
30	386
31	389
32	392
33	396
34	399
35	402

月齡	価額
36	406
37	406
38	406
39	406
40	406
41	406
42	406
43	406
44	406
45	406
46	406
47	406
48	406
49	406
50	406
51	406
52	406
53	406
54	406
55	406
56	406
57	406
58	406
59	406
60～	406

7 繁殖用雌馬

(1) 農用馬

(単位:千円)

月齡	価額	月齡	価額	月齡	価額	月齡	価額
36	2,030	76	2,030	116	1,759	156	1,342
37	2,030	77	2,030	117	1,749	157	1,331
38	2,030	78	2,030	118	1,738	158	1,321
39	2,030	79	2,030	119	1,728	159	1,311
40	2,030	80	2,030	120	1,717	160	1,300
41	2,030	81	2,030	121	1,707	161	1,290
42	2,030	82	2,030	122	1,696	162	1,279
43	2,030	83	2,030	123	1,686	163	1,269
44	2,030	84	2,030	124	1,676	164	1,259
45	2,030	85	2,030	125	1,665	165	1,248
46	2,030	86	2,030	126	1,655	166	1,238
47	2,030	87	2,030	127	1,644	167	1,227
48	2,030	88	2,030	128	1,634	168	1,217
49	2,030	89	2,030	129	1,623	169	1,206
50	2,030	90	2,030	130	1,613	170	1,196
51	2,030	91	2,020	131	1,603	171	1,186
52	2,030	92	2,009	132	1,592	172	1,175
53	2,030	93	1,999	133	1,582	173	1,165
54	2,030	94	1,988	134	1,571	174	1,154
55	2,030	95	1,978	135	1,561	175	1,144
56	2,030	96	1,968	136	1,550	176	1,133
57	2,030	97	1,957	137	1,540	177	1,123
58	2,030	98	1,947	138	1,530	178	1,113
59	2,030	99	1,936	139	1,519	179	1,102
60	2,030	100	1,926	140	1,509	180~	1,092
61	2,030	101	1,915	141	1,498		
62	2,030	102	1,905	142	1,488		
63	2,030	103	1,895	143	1,477		
64	2,030	104	1,884	144	1,467		
65	2,030	105	1,874	145	1,457		
66	2,030	106	1,863	146	1,446		
67	2,030	107	1,853	147	1,436		
68	2,030	108	1,842	148	1,425		
69	2,030	109	1,832	149	1,415		
70	2,030	110	1,822	150	1,404		
71	2,030	111	1,811	151	1,394		
72	2,030	112	1,801	152	1,384		
73	2,030	113	1,790	153	1,373		
74	2,030	114	1,780	154	1,363		
75	2,030	115	1,769	155	1,352		

(2) 中格馬

(単位:千円)

月齡	価額
36	1,015
37	1,015
38	1,015
39	1,015
40	1,015
41	1,015
42	1,015
43	1,015
44	1,015
45	1,015
46	1,015
47	1,015
48	1,015
49	1,015
50	1,015
51	1,015
52	1,015
53	1,015
54	1,015
55	1,015
56	1,015
57	1,015
58	1,015
59	1,015
60	1,015
61	1,015
62	1,015
63	1,015
64	1,015
65	1,015
66	1,015
67	1,015
68	1,015
69	1,015
70	1,015
71	1,015
72	1,015
73	1,015
74	1,015
75	1,015

月齡	価額
76	1,015
77	1,015
78	1,015
79	1,015
80	1,015
81	1,015
82	1,015
83	1,015
84	1,015
85	1,015
86	1,015
87	1,015
88	1,015
89	1,015
90	1,015
91	1,010
92	1,004
93	999
94	994
95	989
96	984
97	978
98	973
99	968
100	963
101	957
102	952
103	947
104	942
105	937
106	931
107	926
108	921
109	916
110	911
111	905
112	900
113	895
114	890
115	884

月齡	価額
116	879
117	874
118	869
119	864
120	858
121	853
122	848
123	843
124	838
125	832
126	827
127	822
128	817
129	811
130	806
131	801
132	796
133	791
134	785
135	780
136	775
137	770
138	765
139	759
140	754
141	749
142	744
143	738
144	733
145	728
146	723
147	718
148	712
149	707
150	702
151	697
152	692
153	686
154	681
155	676

月齡	価額
156	671
157	665
158	660
159	655
160	650
161	645
162	639
163	634
164	629
165	624
166	619
167	613
168	608
169	603
170	598
171	593
172	587
173	582
174	577
175	572
176	566
177	561
178	556
179	551
180~	546

(3)小格馬

(単位:千円)

月齡	価額
36	406
37	406
38	406
39	406
40	406
41	406
42	406
43	406
44	406
45	406
46	406
47	406
48	406
49	406
50	406
51	406
52	406
53	406
54	406
55	406
56	406
57	406
58	406
59	406
60	406
61	406
62	406
63	406
64	406
65	406
66	406
67	406
68	406
69	406
70	406
71	406
72	406
73	406
74	406
75	406

月齡	価額
76	406
77	406
78	406
79	406
80	406
81	406
82	406
83	406
84	406
85	406
86	406
87	406
88	406
89	406
90	406
91	404
92	401
93	399
94	397
95	395
96	393
97	391
98	389
99	387
100	385
101	383
102	381
103	379
104	376
105	374
106	372
107	370
108	368
109	366
110	364
111	362
112	360
113	358
114	356
115	353

月齡	価額
116	351
117	349
118	347
119	345
120	343
121	341
122	339
123	337
124	335
125	333
126	331
127	328
128	326
129	324
130	322
131	320
132	318
133	316
134	314
135	312
136	310
137	308
138	306
139	303
140	301
141	299
142	297
143	295
144	293
145	291
146	289
147	287
148	285
149	283
150	280
151	278
152	276
153	274
154	272
155	270

月齡	価額
156	268
157	266
158	264
159	262
160	260
161	258
162	255
163	253
164	251
165	249
166	247
167	245
168	243
169	241
170	239
171	237
172	235
173	233
174	230
175	228
176	226
177	224
178	222
179	220
180~	218

8 種豚

(1)雄

(単位:千円)

月齡	価額
0	-
1	-
2	-
3	-
4	90
5	123
6	157
7	162
8	167
9	167
10	167
11	167
12	167
13	167
14	167
15	167
16	167
17	167
18	167
19	167
20	167
21	167
22	167
23	167
24	167
25	167
26	167
27	167
28	167
29	167
30	138
31	109
32	80
33	51
34~	23

(2)雌

(単位:千円)

月齡	価額
0	-
1	-
2	-
3	-
4	51
5	70
6	89
7	94
8	99
9	104
10	110
11	115
12	120
13	120
14	120
15	120
16	120
17	120
18	120
19	120
20	120
21	120
22	120
23	120
24	120
25	120
26	120
27	112
28	104
29	96
30	88
31	79
32	71
33	63
34	55
35	47
36	39
37	31
38	23

9 肉用種種雄牛

(単位:千円)

月齡	価額
0	141
1	186
2	232
3	277
4	322
5	368
6	413
7	458
8	504
9	549
10	594
11	621
12	648
13	675
14	701
15	728
16	755
17	781
18	808
19	808
20	808
21	808
22	808
23	808
24	808
25	808
26	808
27	808
28	808
29	808
30	808
31	808
32	808
33	808
34	808
35	808
36	808
37	808
38	808
39	808

月齡	価額
40	808
41	808
42	808
43	808
44	808
45	808
46	808
47	808
48	808
49	808
50	797
51	786
52	776
53	765
54	754
55	743
56	733
57	722
58	711
59	700
60	689
61	679
62	668
63	657
64	646
65	636
66	625
67	614
68	603
69	592
70	582
71	571
72	560
73	549
74	538
75	528
76	517
77	506
78	495
79	485

月齡	価額
80	474
81	463
82	452
83	441
84	431
85	420
86	409
87	398
88	388
89	377
90	366
91	355
92	344
93	334
94	323
95	312
96	301
97~	291

10 共済金の基礎となる胎児の価額

(単位:千円)

畜種	価額
乳用種初生牛価額	54
交雑種初生牛価額	123
褐毛和種初生牛価額	147
黒毛和種初生牛価額	141

11 死亡した胎児の共済価額の基礎となる価額

1) 育成乳牛

(1) 乳用種

(単位:千円)

月齢	価額
0	54
1	70
2	86
3	102
4	118
5	134
6	150
7	166
8	182
9	183
10	185
11	186

2) 育成・肥育牛

(1) 黒毛和種

(単位:千円)

月齢	価額
0	141
1	181
2	222
3	263
4	303
5	344
6	384
7	425
8	465
9	506
10	546
11	584

(2) 褐毛和種

(単位:千円)

月齢	価額
0	147
1	194
2	241
3	288
4	335
5	382
6	429
7	476
8	523
9	570
10	617
11	638

(3) 交雑種

(単位:千円)

月齢	価額
0	123
1	145
2	167
3	189
4	211
5	232
6	254
7	276
8	298
9	320
10	346
11	371

12 肉豚の評価額

(単位:千円)

価額
15

1.3 疾病傷害共済に適用する評価基準について

家畜区分	用途	品種又は対象家畜等	適用する評価基準
乳用牛			育成乳牛 搾乳牛
肉用牛	肥育	黒毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の黒毛和種
		褐毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の褐毛和種
		交雑種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の交雑種
		乳用種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の乳用種
	繁殖	黒毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛に限る）及び繁殖用雌牛の黒毛和種
		褐毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛に限る）及び繁殖用雌牛の褐毛和種
交雑種		育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛に限る）及び繁殖用雌牛の交雑種	
一般馬	肥育	育成肥育馬	育成・肥育馬
	繁殖	育成肥育馬 （満36月齢未満）	
	繁殖	繁殖用雌馬	繁殖用雌馬
種豚		雄	種豚（雄）
		雌	種豚（雌）
肉用種種雄牛		肉用種種雄牛	肉用種種雄牛

(別表) その他の品種等に係る評価基準の適用について

1 その他の品種に係る評価基準の適用について

共済目的等	品種	性別	適用する評価基準
家畜共済	育成乳牛 搾乳牛	ジャージー種 その他乳用種	♀ 24月齢未満は育成乳牛 24月齢以上は搾乳牛
	育成・肥育牛 (繁殖用雌牛 育成牛を除く)	黒毛和種×褐毛和種	♂♀ 育成・肥育牛(繁殖用雌牛育成牛を除く) 褐毛和種
		日本短角種 和牛間交雑種 肉専用種	♂♀ 育成・肥育牛(繁殖用雌牛育成牛を除く) 褐毛和種
		ホルスタイン種 ジャージー種 その他乳用種 (肥育のみ目的、搾乳しない)	♀ 育成・肥育牛 乳用種
	育成・肥育牛 (繁殖用雌牛 育成牛に限る) 繁殖用雌牛	日本短角種 肉専用種 黒毛和種×褐毛和種	♀ 24月齢未満は育成・肥育牛(繁殖用雌牛 の育成牛に限る)の褐毛和種 24月齢以上は繁殖用雌牛の褐毛和種
胎児・初生牛	乳用種×肉用種 交雑種×肉用種	♂♀	交雑種初生牛
	肉用種間の交雑種及び黒毛和種以外の 肉用種	♂♀	褐毛和種初生牛

2 飼養の目的が変更となった場合の適用について

元の飼養目的	適用する共済目的	適用する評価基準
育成乳牛及び搾乳牛よりした場合	育成・肥育牛	月齢に関わらず搾乳牛の評価基準の終点価額。
繁殖用雌牛よりした場合		黒毛和種、褐毛和種、交雑種において、月齢に関わらずそれぞれの繁殖用雌牛の評価基準の終点価額。
肉用種雄牛よりした場合		月齢に関わらず肉用種雄牛の評価基準の終点価額。
繁殖用雌馬よりした場合	育成・肥育馬	農用馬、中格馬、小格馬において、月齢に関わらずそれぞれの繁殖用雌馬の評価基準の終点価額。

3 搾乳又は繁殖に供した個体を肥育用に用途変更した場合の共済金の基礎に適用する評価区分

品種	適用する共済目的	適用する価額
乳用種	育成・肥育牛	搾乳牛の終点価額
黒毛和種		繁殖用雌牛(黒毛和種)の終点価額
褐毛和種		繁殖用雌牛(褐毛和種)の終点価額
交雑種		繁殖用雌牛(交雑種)の終点価額
重種、ペルシュロン	育成・肥育馬	繁殖用雌馬(農用馬)の終点価額
サラブレッド、アバルーサ、中間種		繁殖用雌馬(中格馬)の終点価額
ブルトン、北海道和種、 ポニー、シェットランドポニー、 ミニチュアホース		繁殖用雌馬(小格馬)の終点価額